

障がい者の一般就労支援に関する方向性について（案）

平成 29 年 3 月 13 日調整／南丹市社会福祉課

1. 各機関の実施業務

※表中「実人数」は、1人が年間10回相談しても年間2回就労しても1人として算出した実人数。

※表中「内身体」等は、手帳の有無を問わず診断書等で障がいがあると認められる方も含む実人数。

※表中「内直接一般就労実人数」は、他の機関を経由せずに直接一般就労した実人数。

(1) なんとん障害者就業・生活支援センター

当事者に対して、職業準備訓練や職場実習のあっせん・ハローワークへの登録など就職に向けた準備、職場に定着するための支援、生活に関する助言などを行う。

企業に対して、障がい者雇用に関する制度の紹介や相談に応じるほか、必要に応じて職場を訪問し、就職後のフォローや障がいのある方への理解に関するセミナーなどを行う。

H27 南丹市実績	合計	内身体	内知的	内精神	内その他
障がい者就労相談実人数	53	9	20	23	1
障がい者一般就労実人数	6	1	4	1	0
内直接一般就労実人数	0	0	0	0	0

(2) ハローワーク園部

当事者に対して、就職を希望する方の求職登録を行い、職業紹介や就職活動の助言などを行う。専門的な支援が必要な方には、専門機関を紹介する。

企業に対して、求人開拓を行うほか、障がい者雇用に関する制度の紹介や相談に応じるとともに、雇用管理上のアドバイスなどを行う。

H27 南丹市実績	合計	内身体	内知的	内精神	内その他
障がい者就労相談実人数	49	20	11	18	0
障がい者一般就労実人数	13	3	4	6	0
内直接一般就労実人数	13	3	4	6	0

(3) 南丹市社会福祉協議会生活相談センター

仕事が長続きしない・家賃や電気代を滞納している・子どもが仕事をしないで家にいるなど、生活にお困りの方からの相談などに応じる。

H27 南丹市実績	合計	内身体	内知的	内精神	内その他
障がい者就労相談実人数	2	0	1	1	0
障がい者一般就労実人数	0	0	0	0	0
内直接一般就労実人数	0	0	0	0	0

(4)南丹市障害者基幹相談支援センター／南丹市社会福祉課

障がい者福祉サービスや生活に関することなど、障がいのある方やご家族からの相談に応じて、必要な助言や福祉サービスの利用、専門機関の紹介などにつなげる。

H27 南丹市実績	合計	内身体	内知的	内精神	内その他
障がい者就労相談実人数	0	0	0	0	0
障がい者一般就労実人数	0	0	0	0	0
内直接一般就労実人数	0	0	0	0	0

2. 洗い出した課題**(1)当事者側の課題**

- ①就労意欲が低い。維持できない。
- ②身体的な能力や高齢化。
- ③精神的に1日勤務できない。働けない日がある。
- ④コミュニケーションがとれない。仕事の能力はあっても面接に至らない。
- ⑤希望（上場企業等）と現実（毎日通所できていない等）との違いを理解できない。
- ⑥就労後にトラブルが多い。
- ⑦家族の支援が少ない。
- ⑧障がい受容ができていない。障がいを隠す。

(2)福祉事業所側の課題

- ①就労支援員が確保できない。
- ②相談支援機関に就労のノウハウが不足している。
- ③就労後のフォローに関する役割分担が不明確。

(3)企業・社会側の課題

- ①障がいに関する理解不足。障がいのある方を健常者に近づける考え方がまだ多い。
- ②雇用に消極的。障がい者雇用枠が少ない。気軽に企業見学できる機会がない。
- ③企業の医療環境・就労条件（特性に応じた業務・短時間労働等）が未整備。
- ④福祉就労と一般就労の中間施設がない。
- ⑤通勤手段の確保が困難。

(4)その他

- ①関係機関の実施業務・制度等に関する相互理解や連携が不足している。
- ②一般校で支援学級に在籍していた人が、福祉の支援につながることなく就労後、職場でのトラブルや精神状態の悪化など、課題が深刻化してから福祉の支援にたどりつく。

3. 課題解決に向けた取り組み

(1) 連携の強化や役割分担の明確化などでカバーできる領域

①各機関共用の当事者向けチラシを窓口で配布し、各機関の広報媒体にも掲載する。

【事業目的】 当事者への情報提供→当事者の自己選択と就労意欲を喚起
各機関の業務範囲を共有→当事者への適切な案内と各機関の連携強化
⇒課題(1)①②③④⑤⑦⑧・(4)①への対策

【実施機関】 就業・生活支援センター、ハローワーク、生活相談センター、基幹相談支援センター、市社会福祉課が共通実施

【実施時期】 平成29年4月～

②各機関共用の企業向けチラシを窓口で配布し、各機関の広報媒体にも掲載するほか、市内企業に配布する。また、市商工観光課から制度説明会や企業誘致時等に配布する。

【事業目的】 企業への情報提供→企業の制度・障がい者理解と雇用・環境整備を促進
各機関の業務範囲を共有→企業への適切な案内と各機関の連携強化
⇒課題(2)②③・(3)①②③⑤・(4)①への対策

【実施機関】 就業・生活支援センター、ハローワーク、生活相談センター、基幹相談支援センター、市社会福祉課が共通実施／企業配布：市社会福祉課が実施

【実施時期】 平成29年4月～／企業配布：平成29年度～年間1回

③各機関共用の一次聞き取りシートを窓口で活用し、必要な支援情報を共有する。

【事業目的】 窓口対応の水準向上→当事者への適切な案内と各機関の適切な支援準備
⇒課題(1)①②③④⑤⑦⑧・(4)①への対策

【実施機関】 就業・生活支援センター、ハローワーク、生活相談センター、基幹相談支援センター、市社会福祉課が共通実施

【実施時期】 平成29年4月～

④市内企業を対象として、制度・障がい者理解の促進に向けた研修を開催し、この機会を利用して障がい者就労支援事業所の紹介も行う。

【事業目的】 企業への情報提供→企業の制度・障がい者理解と雇用・環境整備を促進
就労支援事業所の紹介→就労支援事業所の受注機会獲得・工賃アップ
⇒課題(2)③・(3)①②③⑤への対策

【実施機関】 自立支援協議会、就業・生活支援センター、ハローワークが共催

【実施時期】 平成29年度～年間1回

⑤一般就労した障がいのある方を対象として、気軽に集える場（相談会）を開設する。

【事業目的】 当事者の悩みを共有→当事者の就労継続意欲を喚起・企業への課題提起
⇒課題(1)①②③④⑤⑥⑦⑧・(2)③・(3)①・(4)②への対策

【実施機関】 市社会福祉課が主催／就業・生活支援センター、ハローワーク、生活相談センター、基幹相談支援センターが職員派遣

【実施時期】 平成29年度～年間3回

(2)新制度の創設や予算の拡充などがなければカバーできない領域

①障がい者就労支援事業所の機能増進を図る新制度の創設を検討する。ただし、市の予算や業務人員の確保が課題であり、まずは他の取り組みを優先するとともに、事業者による整備を呼びかける。

【事業目的】福祉就労から一般就労まで、機能分化された社会資源を地域間格差のないように整備することで、当事者の状況に応じた支援体制を構築
⇒課題(1)⑤・(2)①②③・(3)④への対策

【事業内容】事業者が下記のいずれかを行う場合、事業者に補助金を交付

1. 就労移行支援事業所を開設
2. 就労継続支援A型事業所を開設
3. 就労継続支援B型事業所に就労支援員を配置

※条件不利地で1～3を行う場合、補助金額を加算

【実施機関】市社会福祉課

②一般就労した障がいのある方の通勤支援を行う新制度の創設を検討する。ただし、市の予算や業務人員の確保が課題であり、まずは他の取り組みを優先する。なお、移動支援の拡充策として、平成29年度から福祉タクシー等事業を改正する予定である。

【事業目的】障がいのある方を雇用する事業主が、当事者への通勤支援を行いやすいようにすることで、通勤が困難な当事者の一般就労を支援
⇒課題(1)⑦・(3)③⑤への対策

【事業内容】重度障害者等通勤対策助成金（障害者雇用納付金制度）の適用を受ける事業主が下記のいずれかを行う場合、事業主に上乗せ補助金を交付

1. 通勤用バス運転手の委嘱（基準額＝対象経費×対象者／乗車定員）
2. 通勤援助者の委嘱
3. 通勤用駐車場の賃借

【実施機関】市社会福祉課

③福祉・教育・医療・労働部門で当事者支援情報の共有化を検討する。ただし、当事者や保護者の合意形成、個人情報取り扱い、各部門における活用ルールの整備など、分野横断的な課題が多く、まずは他の取り組みを優先する。

【事業目的】関係機関の情報共有により、様々な場面で支援が必要な方を見逃すことなく、当事者への最適な支援が切れ目なく提供できる体制を構築
⇒課題(1)⑥⑦⑧・(3)①③・(4)①②への対策

【事業内容】支援ファイル・移行支援シートなどの情報ツールを各関係機関が共用

【実施機関】各関係機関